

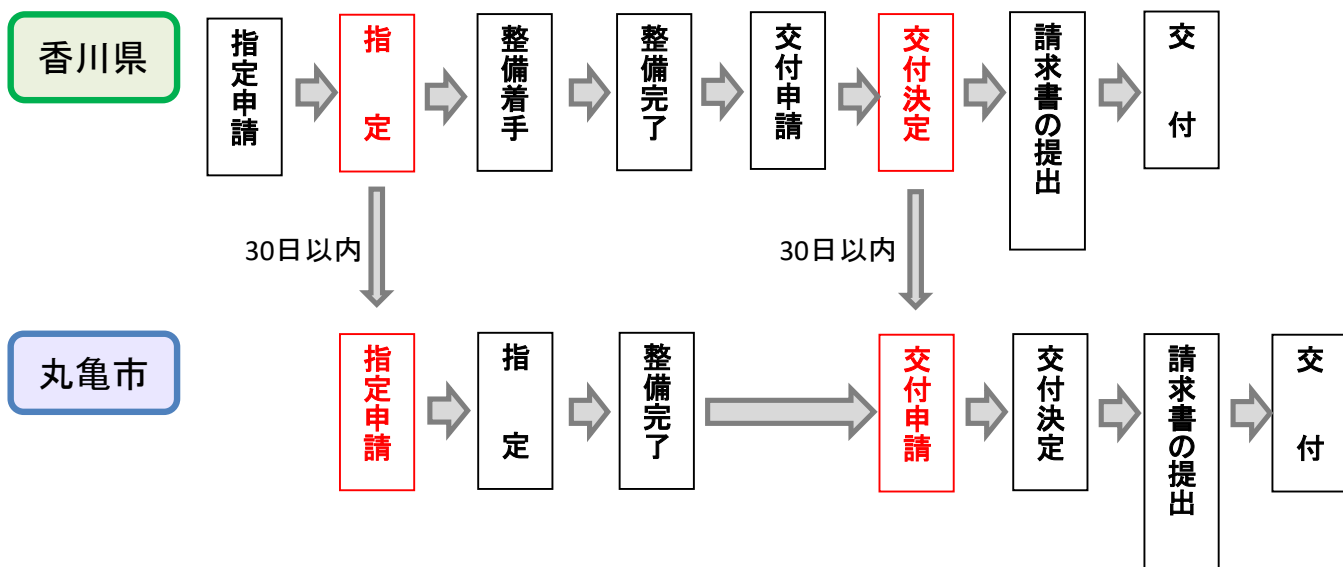
民間事業者による工業団地整備に対する助成制度

本市での工業団地の開発を推進するとともに企業立地を促進するため、香川県が実施する『民間事業者による工業団地整備に対する助成制度』に上乘せした、奨励金を交付します。

■ 制度の主な概要

対象	民間事業者による市内の工業団地整備
要件	○香川県から、県企業誘致条例による助成措置対象企業として指定され、当該工業団地(産業用地)整備にかかる助成金の交付決定を受けていること ○市内での整備面積(分譲可能面積)の土地が1ヘクタール以上であること
奨励金の額	県から交付決定を受けた助成額の2分の1【上限2.5億円】 ※当該工業団地が他市町にまたがる場合は、分譲可能面積について按分して得た額

■ 申請の流れ



お問い合わせ先

丸亀市産業文化部産業観光課
丸亀市大手町2丁目3-1 ☎(0877)24-8844 FAX(0877)24-8863
sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp